

日本赤十字豊田看護大学紀要 投稿規程

(目的)

第1条 日本赤十字豊田看護大学（以下、「本学」という）における教員等の教育・研究成果をひろく看護界に発信し、看護学の向上と発展に寄与することを目的として、「日本赤十字豊田看護大学紀要（以下、「紀要」という）」を電子ジャーナルとして刊行する。編集及び発行は本規程の定めるところによる。紀要の英文は、「Journal of Japanese Red Cross Toyota College of Nursing」とする。

(編集委員)

第2条 研究推進・紀要委員会規程（以下、「規程」という）第2条第1項第4号の規定を円滑に遂行するために編集委員を置く。

- 2 編集委員は、規程第3条に規定された者とする。
- 3 編集委員長は研究推進・紀要委員長とする。

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿資格は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本学の専任教員及び非常勤講師。
- (2) 本学大学院生、本学大学院修了生、本学大学卒業生並びに日本赤十字社及び日本赤十字学園に勤務する者。
- (3) その他、研究推進・紀要委員会（以下、「委員会」という）が適当と認めた者。

(研究論文の種類と内容)

第4条 紀要に掲載する内容は、未発表の研究論文とする。研究論文の種類は原則として以下のとおりとする。

- (1) 総説：ある主題に関連した研究の総括、文献についてまとめたもの。
- (2) 原著：主題が明確で独創性に富み、研究論文としての形式が整っているもの。
- (3) 研究報告：研究論文としての形式が整っており、価値が認められるもの。
- (4) 実践報告：ケースレポート、フィールドレポート等。
- (5) 資料：上記の分類に該当しない重要な記録、及び研修等の報告等。

(執筆要領)

第5条 原稿の執筆要領は別に定める。

(投稿論文の提出)

第6条 投稿論文は、「紀要投稿申込書（様式第1号）」及び「共同研究者同意書（様式第2号）」を添えて、直接持参するか郵送する。また、指定された電子媒体をメール添付する。

- 2 投稿論文は、3部（うち2部は複写にし、氏名と所属、ローマ字表記氏名、助成金に係る事項、謝辞を削除したものとする。）を指定した期日までに提出する。また、氏名と所属、ローマ字表記氏名、助成金に係る事項、謝辞を削除した電子媒体でも提出する。
- 3 投稿論文の採用決定後に、本文、図、表を保存した電子媒体とそのプリントアウトしたものを1部提出する。

4 投稿論文提出先は、下記の住所及びメールアドレスとする。なお、郵送する場合は、簡易書留とし、「原稿在中」と朱書きする。

〒 471-8565 豊田市白山町七曲 12 番 33

日本赤十字豊田看護大学研究推進・紀要委員会

紀要提出専用アドレス E-mail : kyou@rctoyota.ac.jp

(投稿論文の採否)

第 7 条 投稿論文の採否は、複数の査読者を経て、委員会が決定する。

2 投稿論文の内容に応じて本学の専任教員又は学長が指定した者の中から査読者を選定し、委員会が依頼する。

3 条件付き採用又は再査読となった場合には、査読者の意見を付して訂正を求め、再度査読を行ったうえで採否を決定する。なお、査読は原則 2 回までを限度とする。

4 不採用となった場合には、著者は委員会委員長に不服を申し立てることができる。

(著者校正)

第 8 条 著者校正は 1 回とする。校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

(費用)

第 9 条 掲載料は原則として規定枚数までは無料とする。ただし、規定枚数超過分の経費は、著者負担とする。

2 図表等のデータ作成に特別に要する費用は著者の自己負担とする。

(著作権)

第 10 条 著作権は本学に属する。また研究論文の電子化についても承認したものとする。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要となる事項は、その都度協議し、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附則

- 1 この規程は、平成 16 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 5 月 25 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 22 年 7 月 14 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。
- 11 この規程は、令和 2 年 2 月 26 日から施行する。
- 12 この規程は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。